

王子労基署からのお知らせ

(令和7年2月)



健康診断結果報告書等の提出はお済みですか？

労働安全衛生法などに基づく健康診断を実施した後は、**原則として電子申請**により労働基準監督署へ届ける必要があります。

該当する健康診断を実施したけれども結果報告書をお出ししていない場合は、速やかにご報告をお願いします(定期健康診断結果報告書、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書は、いずれも常時 50 人以上の労働者を使用する事業場(受け入れている派遣労働者を含む。))に提出義務があります。)

赤字：原則電子申請による報告

報告書等の種類	報告が必要な事業場及び報告すべき時期	
定期健康診断結果報告書	常時使用する労働者数 50 人以上の事業場(※1)が定期健康診断、特定業務従事者の健康診断(定期のものに限る。)を行なったときは、遅滞なく報告が必要。	
有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書	事業場の規模にかかわらず、有害な業務(※2)に従事する労働者に対して安衛則第 48 条の歯科健康診断(定期のものに限る。)を行なったときは、遅滞なく報告が必要。(令和4年 10 月 1 日より施行)	
有機溶剤等健康診断結果報告書	事業場の規模にかかわらず、該当する特殊健康診断(定期のものに限る。)を行なったときは、遅滞なく報告が必要。	
特定化学物質健康診断結果報告書(様式第3号)		
電離放射線健康診断結果報告書(様式第2号)		
緊急時電離放射線健康診断結果報告書(様式第2号の2)		事業場の規模にかかわらず、該当する特殊健康診断を行なったときは、遅滞なく報告が必要。
除染等電離放射線健康診断結果報告書(様式第3号)		
高気圧業務健康診断結果報告書(様式第2号)		
鉛健康診断結果報告書(様式第3号)		
四アルキル鉛健康診断結果報告書(様式第3号)		
石綿健康診断結果報告書(様式第3号)		
指導勧奨による特殊健康診断結果報告書		
じん肺健康管理実施状況報告書	粉じん作業を行う事業に係る事業者は、毎年 12 月 31 日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況(じん肺健康診断を実施しなかった年を含む。)を、翌年2月末日までに報告が必要。	
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	常時使用する労働者数 50 人以上の事業場(※1)は、ストレスチェック実施の有無にかかわらず、1年以内ごとに1回、定期に報告が必要。(提出時期は、各事業場における事業年度の終了後など、事業場ごとに設定可。)	

(※1) 派遣労働者を受け入れている事業場の場合、当該派遣労働者の人数は報告項目の「在籍労働者数」には含めません。

(※2) 労働安全衛生法施行令第 22 条第3項において、「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務」と規定されています。

問 合 先： 王子労働基準監督署

方面 03-6679-0183 安全衛生担当 03-6679-0186 労災課 03-6679-0226



働き方改革等に関する説明会を開催します。

～時間外労働の上限規制への対応はできていますか？～



令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用となった自動車運転の業務に従事する労働者の労務管理について、北区内の貨物自動車運送業の事業場の御担当者を対象にした説明会（参加費無料・要事前申込み）を開催します。

各回、お申し込みが定員に達した場合、ご参加いただけない場合がありますので早めにお申し込みください。

【開催日時】 令和7年2月17日（月）14時00分～（定員20名）
 【場 所】 王子労働基準監督署 1階会議室（北区赤羽2-8-5）
 【主 催】 王子労働基準監督署 労働時間相談・支援班（電話03-6679-0183）



交通労働災害防止の徹底を！

管内(北区)における休業4日以上労働災害は、令和6年12月末の速報値で223件（新型コロナウイルス罹患を除く）発生し、前年より16件増加しています。そのうち「交通事故」が44件で前年の23件から顕著な増加が見られます。

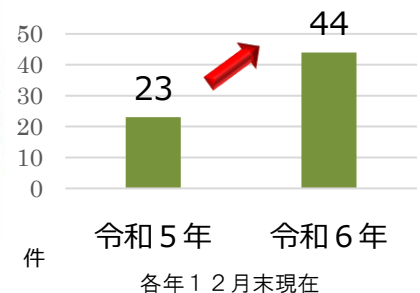
自動車運転中に信号待ちで追突されるなどの「もらい事故」も見られますが、適正な運行計画や安全運転で防げる事故も多くなっています。

労働災害防止運動における事業者の実施事項

- 年間目標の作成とトップの取組宣言
- 年間安全衛生管理計画の作成
- 入社時・日常教育の徹底
- ドライブレコーダーの記録やイラスト写真を活用した交通危険予知訓練の実施
- 交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）の作成



交通事故



追突・追突され事故を防ぐために

- 一、急発進・急停止・急ハンドルはしない
→周囲の車に優しい運転を心がけましょう。
- 一、右左折、停止・減速の合図を早めに
→ウinkerや予備制動などで、後続車に余裕を持って予告しましょう。
- 一、車線変更時は目視による後方確認
→自らも安全確認しましょう。
- 一、十分な車間距離
→後続車との車間距離が近い場合は、安全な場所で追越しをさせましょう。
- 一、制限速度を守る
→状況に応じた安全な速度を心がけましょう。

東京労働局公式X(旧ツイッター) 公式アカウント@tokyoroudouMHLW

雇用、労働における各種施策や東京都内の労働基準監督署及びハローワークにおけるイベント情報等をお届けいたします！！
※公式Xに寄せられたコメントへの返信は行っておりません。

こちらからフォロー！！ ➡



問 合 先： 王子労働基準監督署

方面 03-6679-0183 安全衛生担当 03-6679-0186 労災課 03-6679-0226